

福岡県公報

令和五年十月二十四日
第四百四十二号
増刊
①

目次

規則 (第三十九号―第四十二号)

- 福岡県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則
(がん感染症疾病対策課) ……………一
- 福岡県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則
(がん感染症疾病対策課) ……………三
- 福岡県特定の民間再開発事業等認定事務処理規則の一部を改正する規則
(都市計画課) ……………六
- 福岡県優良宅地及び優良住宅認定事務処理規則の一部を改正する規則
(都市計画課) ……………七

規則

福岡県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年十月二十四日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第三十九号

福岡県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

福岡県児童福祉法施行細則(昭和二十八年福岡県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

様式第一号(表面)を次のように改める。

様式第1号(表面)(第17条関係)

小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書(新規・変更・転入・更新) (※1)									
受診者	フリガナ				年齢	歳	生年月日		
	氏名						年月日		
	個人番号				電話番号				
	フリガナ								
	住所	(〒 —)			被保険者氏名		受診者との続柄		
	加入医療保険	保険種別	協会・共済・健組・国組・市町村国保・生保・その他						
被保険者証発行機関名									
申請者(保護者)	フリガナ				受診者との関係				
	氏名								
	個人番号				電話番号(※2)				
	フリガナ								
	住所(※2)	(〒 —)							
自己負担上限額の特例(該当するものに☑)	<input type="checkbox"/>	人工呼吸器等装着(※3)		<input type="checkbox"/>	高額かつ長期(※5)				
	<input type="checkbox"/>	重症患者認定(※4)							
今回申請する受診者と同じ世帯内にいる指定難病若しくは小児慢性特定疾病の医療費助成を受けている者又は申請中の者		(氏名:) 有(受給者番号:)・無 小児慢性特定疾病 指定難病			成長ホルモン治療の有無(該当する場合は☑) <input type="checkbox"/>				
疾病名									
受診を希望する指定医療機関(薬局及び訪問看護事業者を含む。)	医療機関名				所在地・電話番号				
受給者番号(※6)									
小児慢性特定疾病医療費の支給を開始することが適当と考えられる年月日(※7)	年 月 日		【左記の欄が申請日から1か月以上前の年月日となっている理由】 <input type="checkbox"/> 医療意見書の受領に時間を要したため <input type="checkbox"/> 症状の悪化により、申請書類の準備や提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> 大規模災害に被災したこと等により、申請書類の提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> その他 []						
上記のとおり、小児慢性特定疾病医療費の支給を申請します。 申請者氏名 年 月 日 福岡県知事 殿									

- ※1 新規・変更・転入・更新のいずれかに○をすること。
- ※2 受診者本人と異なる場合に記入すること。
- ※3 別紙1(小児慢性特定疾病医療意見書別紙)を添付すること。
- ※4 別紙1(小児慢性特定疾病医療意見書別紙)及び別紙2(重症患者認定申告書)を添付すること。
- ※5 更新又は変更の方で、申請日の属する月以前の12か月の間に、月ごとの医療費総額が5万円を超えた月が年6回以上ある場合に記入すること(小児慢性特定疾病医療費支給認定を受けた疾病の医療費に限る。)
- ※6 更新又は変更の方のみ記入すること。
- ※7 支給開始日は、指定医が「疾病の状態の程度」を満たしていると診断した日まで遡ることが可能(ただし、遡れるのは申請日から1か月前(やむを得ない理由により申請が行えなかった場合は最長3か月前)の同じ日まで)。そのため、申請日にかかわらず、医療意見書に記載された診断年月日等、医療費の支給を開始することが適当と考えられる年月日に記載すること。また、更新の場合は、原則記入不要。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

福岡県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年十月二十四日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第四十号

福岡県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

福岡県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（平成二十六年福岡県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

様式第一号の（表面）及び（裏面）を次のように改める。

様式第1号(第2条関係)

(表面)

特定医療費(指定難病)支給認定申請書										(新規・更新・変更・転入) 該当するものに○(※1)			
受診者	フリガナ						年齢	歳	生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日			
	氏名												
	フリガナ								電話番号	— —			
	住所	〒											
	加入医療保険	被保険者氏名								受診者との続柄			
		保険種別(該当するものに○)	国保(一般・退職・組合)・後期高齢・健保協会・健保組合・共済・生保・その他()										
被保険者証発行機関名									被保険者証の記号・番号				
受給者番号(新規の場合は記載不要)								病名					
歳未満の場合に記入)	フリガナ						生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日		受診者との関係			
	氏名												
	フリガナ								電話番号	— —			
	住所	〒 □住所、電話番号は受診者と同じため省略(該当する場合は□)											
自己負担上限額の特例(該当するものに□)		□人工呼吸器等装着(※2)			□高額かつ長期(※3)			□軽症高額該当(※4)					
今回申請する受診者と同じ世帯内にいる指定難病もしくは小児慢性特定疾病の医療費助成を受けている者又は申請中の者(有無に○、有の場合難病・小児の別、氏名・受給者番号を記入)						有	難病(氏名)						
						無	小児(受給者番号)						
受診を希望する指定医療機関等(※5)	該当するものに□	□現在の受給者証に記載されている指定医療機関等に変更なし →以下の欄は記入不要です。 □指定医療機関等を新たに申請 →以下の欄に記入してください(欄が不足する場合は裏面に記入)。											
	指定医療機関等名称(薬局及び訪問看護事業者を含む)					所在地							
	□裏面あり												
支給認定基準世帯員(※6)(受診者と同じ医療保険に加入する者〔同居、別居は問わず〕。受診者本人については記入不要。) →この欄に記入した方の個人番号(マイナンバー)等も別紙1「個人番号記載票」に記入してください。													
①世帯員(フリガナ)氏名			受診者との続柄			②世帯員(フリガナ)氏名			受診者との続柄				
③世帯員(フリガナ)氏名			受診者との続柄			④世帯員(フリガナ)氏名			受診者との続柄				
⑤世帯員(フリガナ)氏名			受診者との続柄			⑥世帯員(フリガナ)氏名			受診者との続柄				
特定医療費の支給を開始することが適当と考えられる年月日(※7)	年 月 日		【左記の欄が申請日から1か月以上前の年月日となっている理由】 □臨床調査個人票の受領に時間を要したため □症状の悪化等により、申請書類の準備や提出に時間を要したため □大規模災害に被災したこと等により、申請書類の提出に時間を要したため □その他 { }										
私は、上記のとおり、特定医療費の支給を申請します。 申請者氏名 年 月 日 福岡県知事殿									窓口確認欄				

★裏面の注意事項を参照の上、ご記入ください。また別紙1「個人番号記載票」もご記入をお願いします。
★臨床調査個人票の研究等への利用についての同意をされる方は、別添「研究利用に関するご説明」をご確認いただき、裏面に署名をお願いします。

(裏面)

(注意事項)

- ※1 変更は、指定医療機関、自己負担上限額(階層区分・人工呼吸器等装着・高額かつ長期)、指定難病の名称の変更については本様式を使用し、それ以外の変更は様式第4号特定医療費(指定難病)受給者証等記載事項変更届に記入し届出すること。また、変更が保護者や支給認定基準世帯員の変更以外の場合、別紙1「個人番号記載票」の提出は不要。
- ※2 人工呼吸器等装着とは、継続して常時生命維持管理装置を装着する必要がある、かつ、日常生活動作が著しく制限される者であり、人工呼吸器を装着している者について、継続して常時とは、一日中施行することが必要であって離脱の可能性がないことをいう。
- ※3 申請日の属する月以前の12か月の間(支給認定を受けた月以後のものに限る。)に、上記の難病に関する月ごとの医療費総額が50,000円を超える月が6か月以上ある場合に記入すること(申請にあたっては医療費申告書及び領収書等医療費が確認できるものが別途必要)。
- ※4 病状の程度が厚生労働大臣の定める程度ではないが、申請日の属する月以前の12か月の間に、上記の難病に関する月ごとの医療費総額が33,330円を超える月が3か月以上ある場合に記入すること(申請にあたっては医療費申告書及び領収書等医療費が確認できるものが別途必要)。
- ※5 受診予定の指定医療機関、薬局、訪問看護事業者を記載すること(申請日からその医療機関等を利用できる。記載していない指定医療機関等は医療費助成の対象にならない)。医療機関等は都道府県から難病の患者に対する医療等に関する法律の指定を受けた「指定医療機関」であること(指定の状況については、所在地の都道府県のホームページを参照するか、受付窓口、医療機関等に問い合わせること)。なお、受給者証に記載されている指定医療機関を削除したい場合、削除したい医療機関を記載して、朱書きで削除と記載すること(削除した指定医療機関は公費負担の対象から外れるため、削除は慎重に行うこと)。

表面の欄が不足する場合のみ記入してください。

	指定医療機関等名称(薬局及び訪問看護事業者を含む)	所在地
受診を希望する指定医療機関等(※5)		

※6 支給認定基準世帯員については以下のとおり

受診者が加入している医療保険		支給認定基準世帯員
国民健康保険(国保一般、退職国保)		受診者と住民票上同一世帯で国保に加入している方全員
国民健康保険組合(国保組合)		受診者と同一国保組合に加入している方全員
後期高齢者医療制度(後期高齢)		受診者と住民票上同一世帯で後期高齢に加入している方全員
被用者保険〔全国健康保険協会(健保協会)、健康保険組合(健保組合)、共済組合(共済)、船員保険など〕	受診者が被保険者本人	患者本人のみ
	受診者以外が被保険者	被保険者の市町村民税が課税の場合 →被保険者のみ 被保険者の市町村民税が非課税の場合 →被保険者及び受診者

※7 特定医療費の支給開始日は、指定医が重症度分類を満たしていると診断した日又は軽症高額の基準を満たした日の翌日まで遡ることが可能(ただし、遡れるのは申請日から1か月前(やむを得ない理由により申請が行えなかった場合は最長3か月前)の同日日まで)。そのため、申請日にかかわらず、臨床調査個人票に記載された診断年月日等、特定医療費の支給を開始することが適当と考えられる年月日を記載すること。また、更新の場合は、原則記入不要。

<臨床調査個人票の研究等への利用についての同意をされる方は、別添「研究利用に関するご説明」をご確認いただき、以下に署名をお願いします。>

私は、指定難病の研究を推進するため、提出した臨床調査個人票が、別添「研究利用に関するご説明」のとおり、指定難病の治療研究等、指定難病に係る研究及び政策を立案するための基礎資料として利用されることを同意します。

受診者氏名

申請者氏名

(患者が未成年又は成年被後見人等の理由により、受診者に代わって申請者が同意する場合に記入してください)

年 月 日 厚生労働大臣 殿

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

福岡県特定の民間再開発事業等認定事務処理規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年十月二十四日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第四十一号

福岡県特定の民間再開発事業等認定事務処理規則の一部を改正する規則

福岡県特定の民間再開発事業等認定事務処理規則(平成九年福岡県規則第七十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県特定民間再開発事業等認定事務処理規則

第一条中「第二十条の二第十四項、」及び「並びに第三十八条の四第二十四項」を削る。

第二条の見出し中「特定の民間再開発事業認定」を「特定民間再開発事業認定」に改め、同条第一項中「第二十条の二第十四項及び第三十八条の四第二十四項」を「第二十条の四第二項」に、「特定の民間再開発事業認定」を「特定民間再開発事業認定」に改め、同条第二項第一号中「限る」を「限り、施行地区内の土地に係る所有権又は借地権を共有することとなる者の同意書にあつては、その者が当該共有に対し同意していることが明らかであるものとする」に改め、同項第二号中「土地」を「土地及び建物」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「本事業」を「本事業の施行地区」に、「」に基づく同法第九条第一項に規定する集約都市開発事業」を「の区域内」に、「第二項各号」を「前項各号」に、「同条第一項に規定する集約都市開発事業計画」を「同法第九条第一項に規定する集約都市開発事業」に改め、同項を同条第三項とする。

第三条を削る。

第四条第一項中「様式第三号」を「様式第二号」に改め、同条を第三条とする。

第五条中「、特定の民間再開発事業認定」を削り、「第二条第二項から第五項、第三条第二項及び第三項又は第四条第二項」を「第二条第二項及び第三項又は第三条第二項」に改め、同条を第四条とする。

第六条の見出し中「特定の民間再開発事業認定等」を「特定民間再開発事業認定」に改め、同条中「特定の民間再開発事業認定又は」を削り、同条第二号中「特定の民間再開発事業認定にあつては」及び「第三十一条の二第二項第十二号又は第六十二条の三第四項第十二号の規定、特定民間再開発事業認定にあつては同法」を削り、「これらの」を「この」に改め、同条を第五条とする。

第七条第二号中「第三十七条の五第五項」を「第三十七条の五第六項」に改め、同条を第六条とする。

第八条中「、特定の民間再開発事業認定」及び「特定の民間再開発事業認定済証(様式第四号)、」を削り、「様式第五号」を「様式第三号」に、「様式第六号」を「様式第四号」に改め、同条を第七条とする。

第九条中「第六条又は第七条」を「第五条又は第六条」に、「様式第七号」を「様式第五号」に改め、同条を第八条とする。

第十条中「特定の民間再開発事業認定申請書、」を削り、同条を第九条とする。
様式第一号を削る。

様式第二号中「(第3号様式)」を「(第2号様式)」に改め、同様式(裏 備考7中「第25条の4第2項第2号」を「第25条の4第2項第3号」から「第25条の4第2項第2号」を「第25条の4第2項第2号」に、「第25条の4第2項第2号」を「第25条の4第2項第2号」に、「これらの中」を「この中」に改め、同様式を様式第一号とする。

様式第三号中「(第4号様式)」を「(第3号様式)」に改め、同様式を様式第二号とする。

様式第四号を削る。

様式第五号中「(第8号様式)」を「(第7号様式)」に改め、同様式を様式第三号とする。

様式第六号中「(第8号様式)」を「(第7号様式)」に改め、同様式を様式第四号とする。

とする。

様式第七号中「(第9条関係)」を「(第8条関係)」とし、

「特定の民間再開発事業認定
 特定民間再開発事業認定
 地区外転出事情認定」を「福岡県特定
 民間再開発事業等認定事務処理規則第九号」を「福岡県特定民間再開発事業等認定事務処理規則第八号」に改め、同様式を様式第五号とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県優良宅地及び優良住宅認定事務処理規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年十月二十四日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第四十二号

福岡県優良宅地及び優良住宅認定事務処理規則の一部を改正する規則

福岡県優良宅地及び優良住宅認定事務処理規則(昭和四十九年福岡県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中、「第六十三条第三項第五号イ及び第六号並びに第六十八条の六十九第三項第五号イ及び第六号」を「並びに第六十三条第三項第五号イ及び第六号」に改める。

第二条中、「第六十三条第三項第五号イ又は第六十八条の六十九第三項第五号イ」を「又は第六十三条第三項第五号イ」に改める。

第十六条第一項中、「第六十三条第三項第六号又は第六十八条の六十九第三項第六号」を「又は第六十三条第三項第六号」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。